

## 令和2年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月5日(水) 10時00分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸  
労働者代表 太田 美子 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 田所 伸吾  
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 別所 浩己 宮路 元美

### 4 議題

- (1) 令和2年度三重県最低賃金の改正決定について(報告・答申)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
- (3) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について
- (5) その他

### 5 開 会

(指導官)

お待たせいたしました。

只今より、令和2年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、15名の委員全員ご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくこととなっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

### 6 議 事

(会 長)

皆様、おはようございます。

( 皆 )

おはようございます。

(会 長)

いよいよ梅雨も明けたところでございます。本日もまた先週に引き続き、審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

三重県では、このところ、コロナの感染者が非常に拡大をしております、クラスターも発生をしたということですし、10代20代若い世代を中心に非常に沢山の感染者がでております。委員の皆様にも十分お気を付けいただきたいと思っております。そのようなコロナ禍の中で今年は異例づくしの審議会になっておるところでございます。

中央からの目安も出なかった状況の中で、先日の前回第3回の審議会の後、専門部会を4回開催していただきまして、非常にあつい討議をしていただいたところでございます。本日は、その報告を受けまして、答申をさせていただくという非常に重要な審議会でございます。最後まで熱心にご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 高津委員

使側は 栗須委員

をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(1) 令和2年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）

(会 長)

それでは、事項書に基づきまして、令和2年度三重県最低賃金の改正決定について、これから、専門部会で決議されたところをご報告いただき、お諮りをするということになります。

それでは、真伏部会長から報告をお願いします。

(真伏部会長)

よろしくお願いいたします。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(室 長)

それでは、資料（写）という形で、レジメの方、ダブルリップで留めてあります一枚目をめくっていただきますと（写）という形で入れさせていただいてあります。よろしくお願いいたします。読み上げさせていただきます。

— 室長、報告書を読み上げ —

(真伏部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、私から経緯等についてご報告をさせていただきます。

7月30日の第1回専門部会で役員を選出した後、直ぐに金額審議を行いまして、労使双方のお考えをお伺いしました。

その後、7月31日、8月3日、8月4日と計4回の専門部会を開催し、金額検討を重ねてまいりました。

専門部会では、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業・小規模事業者の状況等をお聞かせいただき、また、労働者側からは労働者の生活実態を反映したご意見等をいただいたところでございます。

熱心に金額検討をしていただいた結果、使用者側が反対でございましたが、賛成多数により、現行の三重県最低賃金を1円引上げ、874円といたしました。

専門部会の報告は、以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

この報告について、何かご質問等があればお伺いしたいと思います。

特に無いようでございますので、専門部会報告書を基にして、委員の皆様方にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に本審議会の意見として決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書記載のとおり、現行の三重県最低賃金を1円引上げ、874円の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

・賛成 労側5名 使側0名 公益4名。

この内容に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 使側5名。

採決の結果、賛成多数でございますので、専門部会報告書のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会 長)

只今、答申文（案）をお手元にお配りをしていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思いますので、事務局のほうよろしくお願いいたします。

(室 長)

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 室長、答申文（案）を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何かご質問等はございませんでしょうか。

特にご質問がないようですので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することとし、これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

（会 長）

それでは、局長からお言葉をいただけますでしょうか。

（局 長）

只今、安井会長から三重県最低賃金改正決定についての答申をいただきました。皆様方、梅雨明けの猛暑の中、本当にお疲れ様でございます。

7月16日に三重県最低賃金の改正決定について諮問させていただいたところでございますが、その後、特に真伏部会長をはじめ公労使の専門部会の皆様方にはですね、7月30日から8月4日、昨日まで連日大変遅い時間まで精力的にご審議をいただいたところでございます。ありがとうございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いこれまでに無い厳しい経済・雇用情勢下のもと、中央で目安額が示されることもなく、例年にも増して大変困難な状況であったと存じますが、公労使各委員様各お立場から慎重かつ真摯に精力的にご審議をいただきまして、只今、時間額 874 円という答申をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

それぞれのお立場で色々なご意見があり、全会一致には至りませんでしたが大変意義深いものと私ども受け止めております。

今後、10月1日の発効を目指して手続きを進めるとともに、改正をされます最低賃金につきまして、業務改善助成金など中小企業の支援策と併せてしっかりと周知・広報を行い、厳しい経済・雇用情勢が続く中でございますが、履行確保にも努めて参りたいと考えております。

引き続き、お力添えを賜れば大変ありがたいと考えております。よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、三重県の最低賃金の審議に大変なご尽力を賜りまして重ねて深く感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

（会 長）

はい、ありがとうございました。

このあとの流れについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

（室 長）

はい、この後につきましては、私のほうからご説明をさせていただきます。

答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は8月20日（木）となります。

仮に申出がありますと、次回、第5回本審におきまして、審議をお願いすることになります。

その審議会の開催は、翌日になりますことから、8月21日（金）午前10時00分から、本会場（地下共用会議室）で開催する予定で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、順調に進行した場合、改定された三重県最低賃金の官報公示日が9月1日（火）、効力発生日は30日を経過した以降の日となることから、10月1日からの発効を予定しています。

引き続きご協力の程をよろしくお願ひします。

以上でございます。

（会長）

はい、ありがとうございました。

事務局から説明がありましたとおり、本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申立が提出された場合、第5回本審を8月21日（金）の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には日程調整をよろしくお願ひします。

それでは労使それぞれ代表の方々からご意見を賜ればと思います。

先ず、使用者側委員の方から如何でしょうか。

（西場委員）

それでは、ひとこと申し上げさせていただきます。

まず、この4日間で十数時間に亘る熱心な審議が行われたわけですが、まずもって公益委員の皆様、労働側委員の皆様、お疲れ様でございました。

今回のコロナウィルス拡大の収束が見えない中での審議会でございました。特に中賃では、リーマンショック以上の景気の悪化の中、目安額が示されない異例の中での審議会でございました。

我々は、終始雇用の維持、事業の継続、これを大前提に最低賃金については、凍結を強く主張をしてまいりました。

しかし、労使双方の意見の相違によって4日間審議が行われましたが、合意ができませんでした。公益委員の方からプラス1円の額が出されました。

我々は、なぜこのような経済背景にも関わらずプラス1円が提示されたのか、到底、納得は致しません。ここ4年、24円、25円、26円、27円と非常に高い目安額、これを我々は納得いかないまでも、労使で協力をし、生産性を高めることを約束し全会一致としてまいりました。

しかし、今年は、先ほども申し上げましたが、経済的背景が全く違うなかでプラス1円が示されました。全使用者側委員が反対とさせていただきました。この4日間で我々の思いが伝わったかどうかわかりませんが、決まった以上は、コロナ禍の流れの不透明な状況が続くかと思いますが、この難局を労使が一体となって乗り越えていきたいと思っております。ただ、労使の協力だけではなかなか難しい。行政

側のより一層の支援策の充実を強く強く私どもとしてはお願いしたいと思っております。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

労働者側委員の方、お願いいたします。

(太田委員)

それでは、私の方から申し上げます。

まず、今回の審議を振り返りまして、公益側の委員の皆様、使用者側の委員の方に色々ご理解を賜って進めてくれたのかなというふうに思っているところでございます。事務局を務めていただきました労働局の担当の方々にも、お世話さまでございました。感謝を申し上げたいと思っております。

先程、西場委員の方から今回の審議に当たっての背景についてのご説明があった訳でございますが、私達ももちろんそれをある程度は理解をするものですね、冒頭申し上げたように、私達がこれで生活できるように最低賃金が保障をされているのかと考えた時に、そこを前面に進めてまいりました。これは、過去からの流れでございます。今回の審議は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、今後先行きが見えないというような不透明さがある中での審議でしたが、そして、最終の審議では、長時間にわたる金額審議をしてもらったわけでございますが、合意に至らなかったということで、公益見解ということで、こちら側もそれを理解させてもらうというもの、先ほど賛成とさせていただきますが、労働側としては、納得した金額ではありません。

冒頭にも申し上げましたけれども、874円ということになりますけれども、この金額で生活できるのかと思ったときに、年間2,000時間働いたとしても、年収200万にすら届いていないというそのままの状況でございます。三重県の最低賃金として望ましい姿なのか、あるべき姿なのかと考えた時に、まだまだ、水準に至っていないと思っております。

愛知県との金額差53円になると思いますけれども、労働者の人口が減少していく中にあることを考えますと、人材が流出していく、人材不足が更に深刻化するかなと思っております。

これについては、私達労働側という意味ではなく、労使で食い止めていかななくてはならない共通のテーマであると思っております。

労働側としても次年度に向けまして二点、引き続き生活ができる水準なのかという点、愛知との格差をどのようにして縮めていくかにおいては、これを念頭に置いて今後も審議を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それと、影響率はこれで1円プラスになるのですが、どのような形で報告はいただけるのでしょうかと思っております。

(部 長)

874円になった時の影響率ですか。

(太田委員)

そうです。1円プラスになった時の。

(部長)

それは、今すぐにはなかなか出ない。実際調査をしてみてということですので、調査をした後にご照会をさせていただく。

(太田委員)

いつごろという目途はありますか。

(部長)

今のところ予定は無いです。すぐにはないです。

(太田委員)

はい、分かりました。

(会長)

只今、ご意見ありました影響率については、事務局で調べてご照会いただくということで。どうもありがとうございました。

最後に公益を代表して私から一言申し上げさせていただきます。このコロナ禍の中で、異例づくしの審議をせざるを得ない状況でございました。

最初から私は「三重らしさ」にこだわるんだということで、審議を続けさせていただいたところです。残念ながら見解の一致、合意を見出すことはできませんでした。ただ、審議の過程を通じてそれぞれのお立場から、ある意味私なりに「三重県らしさ」を見出せたのではないかと考えております。使用者側の皆さんは、このコロナ禍の中で雇用の維持を守る、企業の継続を続けるんだと、これはまさしく労働者に対するあついご意見を賜りました。また、労働者側の皆さま方からは、最低賃金1,000円に向けて歩いていく中で、コロナ禍の状況の中の厳しい中、歩みを止めない最低の水準で賛成というかたちをしていただいた。それぞれのお立場の中で、非常にそれぞれを思い合った結論になったのかなという風に考えております。

今必要なのは、今回意見の一致を見ませんでした。労使の対立では絶対にはないと思います。今必要なのは、まさしくコロナを克服し、三重県経済、ひいては日本経済を再生させる、元のように戻すということが一番必要なんだろうと、そのためには、労使一致団結ということが一番必要だと思っております。今回の結論は、決別ではなく、次に向かってのステップだと受け止めさせていただきたいと思っております。

また、行政の方には、それに向けてしっかり支援等もお願いしておきたいと考えております。

最後に、この非常に厳しい中、専門部会を率いていただきました真伏部会長には、改めまして感謝を申し上げます。

公益代表のご挨拶とさせていただきます。

議題の(1)を終了させていただきます。

(2)特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

(会 長)

それでは、議題の2番目であります「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

本年度は、2回に渡る、小委員会で「必要性の有無について」ご審議いただき結審させていただいたことをご報告させていただきます。

では、事務局のほうから、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(指導官)

それでは、お手元にお配りをいたしました資料の4枚以降に写しが付けさせていただいておりますので、ご覧ください。

— 指導官、報告書を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

この報告について、何かご意見があればお伺いしたいと思います。如何でございますか。

特にご意見もないようでございますので、それでは、小委員会報告を元にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成ですので委員会報告のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会 長)

只今、答申文（案）を配布していただきました。

それでは答申文（案）を朗読していただき決定をすることとしたいと思いますので、事務局のほうで朗読の方よろしくをお願いします。

— 指導官、答申文（案）を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）につきまして、何かご意見はありますでしょうか。

特にないようでございますので、答申文（案）の（案）を取りまして、このように決定することといたします。

これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文手交 —

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

それでは、次の議題に移らせていただきます。3 番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」でございます。事務局から説明をお願いします。

（室 長）

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきますと思います。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —  
（事務局にて「諮問文（写）」配布）

（会 長）

只今、局長から諮問を頂戴し、その諮問文（写）を配布していただきました。それでは、事務局のほうで諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、諮問文を読み上げ —

（会 長）

はい、ありがとうございました。

只今、4 業種について、改正に係る諮問をお受けしたところでございます。

この件について、何かご質問あるいはご発言がございましたらお伺いいたします。

いかがでしょうか。

特にご意見ご発言無いようですので、次の議題に移らせていただきます。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

（会 長）

議題の 4 番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

（室 長）

それでは、説明をさせていただきます。

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくこととなります。

委員の推薦につきましては、本日8月5日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は8月25日（火）までとさせていただきますと思います。

また、公益委員の方々には、私どものほうから直接委嘱のお願いに上がりますのでその節はよろしく願いいたします。

また、併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、8月25日締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦をいただくことになっておりますのでよろしく願いいたします。

このことに関して事務局から連絡事項等はございますか。

(室 長)

第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、例年のように、推薦後、各委員のご予定を伺いまして、調整させていただき予定でございます。

本年は、12月21日の効力発生を念頭に置きますと、例年どおり開催日は9月の中旬頃からとなりますのでよろしく願いいたします。

(会 長)

三重県の最低賃金の審議が終わったところでございます。

また、特定（産業別）最低賃金の審議が始まることとなります。皆様には、改めてご協力の程よろしく願いいたします。

(5)その他

(会 長)

最後に、議題5番目、「その他」ですが、事務局のほうで何かございますか。

(室 長)

三重県最低賃金額の改正につきましては、本日の答申、公示等を三重労働局のホームページへの掲載などによりまして、周知に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力いただければと思います。

よろしく願いします。

以上でございます。

(会 長)

他に、委員の皆様、ご意見等がございましたら受け賜ります。

如何でしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

先程も言いましたように、今年の最低賃金、コロナ禍の厳しい経済環境下の中で1円引き上げと決めていただきました。これを元に更に三重県経済の発展に皆様方がご尽力をいただければと思っております。

さらに、特定（産業別）最低賃金の審議も始まって参ります。改めまして委員の皆様方にはご理解ご協力をお願いしておきたいと思っております。

では、これをもちまして本日の会議を終了いたしたいと思っております。

最後まで熱心なご審議ありがとうございました。

以上